

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）            第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 農林中央金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 農林中央金庫の有する債権（別紙様式第二号又は第六号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する農林中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロにおいて同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行つていない場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるもの）</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）            第一百十二条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p>

限る。次条第三号ロにおいて同じ。)をいう。ハにおいて同じ。  
。のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるもの  
の合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生  
手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻  
に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権を  
いう。ハ及び次条第三号ロ(1)において同じ。)

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、  
財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の  
回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲  
げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ(2)において  
同じ。)

(3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌  
日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるもの  
を除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ(3)において同じ。)

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建等を図ることを目的  
として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債  
権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（  
(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続し  
ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁  
済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出  
金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸  
出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令  
第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる  
事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう  
。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるも  
の及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」とい  
う。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以  
外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の  
翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるも  
のを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建等を図ることを目的  
として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債  
権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（  
(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。)

三 号ロ(4)において同じ。)

(5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。ハ及び次条第三号ロ(5)において同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

〔二〇リ 略〕

〔六・七 略〕

第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 農林中央金庫及びその子会社等の有する債権（別紙様式第十号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

に該当する貸出金

〔加える。〕

ハ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

〔二〇リ 同上〕

〔六・七 同上〕

第百十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- 
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権
- (4) 貸出条件緩和債権
- (5) 正常債権
- 〔六〇ホ 略〕
- 〔四・五 略〕

- 
- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- 〔加える。〕
- 〔六〇ホ 同上〕
- 〔四・五 同上〕
-

別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度( 年 月 日現在)貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第5号ロによるものとする。

[(9)~(24) 略]

[2~9 略]

別紙様式第10号(第111条第2項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

年度〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度( 年 月 日現在)貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)~(7) 同左]

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第5号ロによるものとする。

[(9)~(24) 同左]

[2~9 同左]

別紙様式第10号(第111条第2項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

年度〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 事業概況書

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
[略]				
最低連結資本バッファ比率	%		%	
うち、資本保全バッファ比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率	%		%	
連結資本バッファ比率	%		%	
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

[略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

第1 事業概況書

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
[同左]				
最低連結資本バッファ比率	%		%	
うち、資本保全バッファ比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	%		%	
うち、G-SIB・D-SIB バッファ比率	%		%	
連結資本バッファ比率	%		%	
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

[同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第 112 条第 5 号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第 113 条第 3 号ロ）によるものとする。

[(9)～(22) 略]

[2～9 略]

[3～5 略]

2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第 112 条第 5 号ロによるものとする。

[(9)～(22) 同左]

[2～9 同左]

[3～5 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。